

住宅用地の特例について

住宅を解体した場合、住宅特例（裏面参照）の適用対象とならないため、令和6年度の賦課分から税額が高くなります。
例外として、住宅を建て替える場合、①から④すべての要件を満たす土地については令和6年度も引き続き住宅用地の特例の対象となります。

- ①当該土地が、令和5年1月1日において住宅用地であったこと。
- ②住宅の建設が令和6年1月1日に係る賦課期日において着手されており、かつ令和7年1月1日までに完成するものであること。
- ③建替え前の敷地と同一の敷地において建替えが行われること。
- ④建替え前後の土地・住宅の所有者が原則として同一であること。

（特例が継続される例）

